

2020年5月7日

各位

【期間延長】緊急事態宣言に伴う当社対応（営業時間短縮等）について

株式会社パシフィックネット

当社では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全拠点にて考えうる限りの感染防止策の実施、更には緊急事態宣言に対応し営業時間短縮の実施をしておりましたが、この度、緊急事態宣言の期間延長に伴い、5月31日まで営業時間短縮の期間を延長することといたしました。

現在、当社には、新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態のもと、テレワーク用PCやWi-Fiレンタル、中古モバイルPCの依頼が急増しており、ご要望に可能な限りお答えするのが当社にとっての社会的使命と考え対応しておりますが、それにも増して従業員や従業員の家族の生命・健康を守るのが会社の最大の責任であり、緊急事態宣言が発出された4月8日より対応させていただいているものです。皆さまには一部ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、現時点では、サービス内容に変更はございません。

◆（期間延長）営業時間の変更

テレワーク、時短勤務等の継続のため、下記要領にて営業時間の変更を延長いたします。

- ・変更する期間・・・2020年4月8日より2020年5月31日まで
(更に延長する場合は、改めてお知らせいたします)
- ・変更後の営業時間・・・10時～17時
- ・対象拠点・・・東京本社、東京テクニカルセンター、大阪支店、福岡支店、
名古屋支店、札幌支店、仙台支店、浜松支店

◆（継続・強化）社内の感染防止策

すでに以下の施策を推進しておりますが、営業時間の短縮に伴い、特に分散出勤・テレワーク・時短勤務を継続いたします。

- ・(継続) テレワーク、分散出勤、時短勤務の継続
- ・(継続) 手洗い・消毒・全員マスク着用の徹底
- ・(継続) 全従業員の検温結果の毎日把握、同居者含め37度以上の場合本人の自宅待機
- ・(継続) 出張禁止、社内外とも対面打合わせ禁止、イベント中止

以上